

学校法人 青池学園
富山リハビリテーション医療福祉大学校学則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法、学校教育法に基づき医療福祉に関する知識と技術の修得を目的とする学科を設置し、高等教育の基礎の上にさらに高度な医療福祉専門教育を施し、併せて豊かな人間形成をめざし現代社会に貢献し奉仕する熱意ある人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、学校法人 青池学園 富山リハビリテーション医療福祉大学校 という。

(位置)

第3条 本校は富山県富山市総曲輪四丁目4番5号に置く。

(課程、学科、修業年限、在学年限、定員、学級数)

第4条 本校の課程、学科、修業年限、定員、学級数は次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	昼 夜 別	対 象 別	修 業 限	定 員	総 定 員	学 級 数
医療専門課程	理学療法科	昼	男・女	4 年	60名	240名	2
医療専門課程	作業療法科	昼	男・女	4 年	40名	160名	1
福祉専門課程	介護福祉科	昼	男・女	2 年	40名	80名	1

2) 在学年限は、理学療法科、作業療法科は8年、介護福祉科は4年をこえてはならない。

(学年、学期)

第5条 本校の学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2) 年間の授業を行う期間は試験等の日時を含め年間38週を原則とし、学期は下表のとおりとする。

学 科 名	前 期	後 期
理 学 療 法 科	4月1日～9月30日まで	10月1日～3月31日まで
作 業 療 法 科	4月1日～9月30日まで	10月1日～3月31日まで
介 護 福 祉 科	4月1日～9月30日まで	10月1日～3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は次のとおりとする。

- 1 日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律の定める日
- 3 創立記念日 9月14日
- 4 夏期休業日 7月下旬 ～ 8月下旬 までの学校が定める期間
- 5 冬期休業日 12月下旬 ～ 1月上旬 までの学校が定める期間
- 6 春期休業日 3月下旬 ～ 4月上旬 までの学校が定める期間

2) 校長は必要があると認められる場合には、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業を定めることができる。

(教育課程、履修単位及び授業時数)

第7条 本校の教育課程及び授業時数は、理学療法科においては別表(1)－1、作業療法科においては別表(1)－2、介護福祉科においては別表(1)－3とする。

(始業、終業時間)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は9時00分から17時50分までとする。

(組織)

第9条 本校に次の職員を置く。

- 1 校長 1名
- 2 教員 18名以上
- 3 講師 20名以上
- 4 事務職員 2名以上

2) 校長は校務を司り、所属職員を監督する。

(入学時期)

第10条 本校の入学時期は、原則として毎年4月1日とする。

(入学資格)

第11条 本校の入学資格は以下の各号に規定する者とする。

- 1 高等学校を卒業した者
- 2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 3 専修学校の高等課程で大学入学資格を付与される課程を修了した者
- 4 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 5 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を履修した者
- 6 文部科学大臣の指定した者
- 7 高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- 8 その他本校において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳以上の者

(入学選考、入学手続)

第12条 本校に入学を希望する者は、入学検定料を添えて、本校の定める書類を提出しなければならない。

- 2) 前項において提出すべき書類、提出の時期等は別に定める。
- 3) 校長は、第1項の者について、別に定めるところにより選考を行い、合格者を決定する。
- 4) 前項の合格者は、指定の期日までに、所定の入学金、授業料等を添えて別に定める書類を提出しなければならない。
- 5) 校長は、指定の期日までに前項に定める手続を完了しない者に対して、合格を取り消すことができる。

(休学、復学)

第13条 学生が、疾病その他やむを得ない事由によって引続き30日欠席して、なお継続して復学ができない場合には、校長に願い出て許可を得て休学することができる。

- 2) 休学期間は1年以内とする。ただし特別な事情のある場合は、校長の許可を得て更新することができる。
- 3) 休学期間は通算して2年をこえてはならない。
- 4) 休学期間は、第4条第2項に規定する在学期間に算入しない。
- 5) 休学の事由が消滅して復学しようとする者は、事由を記載した書類を添えて校長に願い出て許可を得なければならない。なお、疾病を理由とする休学の場合は、健康診断書を添付することとする。

(転入学、編入学)

第14条 本校への転入学及び編入学を希望する者がある場合は、欠員のある場合に限り、学習の進展が同程度であり、かつやむを得ない事情があると認めた場合には、校長は選考の上許可することができる。

- 2) 前項の規定により入学を許可された者のすでに履修した授業科目及び修得した単位については第19条に準じて取り扱い、修業すべき年数については、校長が別に定める。
- 3) 第12条の規定は、転入学及び編入学について準用する。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を添えて、校長に願い出て許可を得なければならない。

(除籍)

第16条 次の各号の一に該当する者は、これを除籍することができる。

- 1 死亡の届出のあった者
- 2 第4条第2項に規定する在学期間をこえた者
- 3 第13条第3項に規定する休学期間をこえた者
- 4 休学期間を終わっても所定の手続きをしない者
- 5 授業料等学費の納入を3ヶ月以上怠り、催促しても納入しない者

(授業時数の単位数への換算)

第17条 本校の授業科目の授業時数を単位に換算する場合においては、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で、教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して1単位とする。

(成績評価、単位の認定)

第18条 各授業科目の履修を終え、授業時数の3分の2（理学療法科、作業療法科「臨床実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」および介護福祉科「介護実習」については5分の4）以上の出席者に対し、試験を行い又は実習の成果を評価し、単位を認定する。

- 2) 前項の試験及び実習の成果は秀、優、良、可、不可の5段階で評価し、可以上の者に当該科目の単位を認定する。
- 3) 第1項の試験を疾病その他やむを得ない理由により欠席した者に対しては、追試験を行うことができる。
- 4) 第1項の試験の成績不良の者に対して、再試験を行うことができる。
- 5) その他単位認定に関することは、別に定める。

(他の専修学校等における授業科目の履修、インターンシップにおける授業科目の履修)

第19条 本人からの申請に基づき、他の専修学校、大学等において履修した授業科目を、個々の既修の学習内容を評価した上で、認定を受けようとする授業科目における教育内容に該当するものと認められる場合には、各課程の修了に必要な総授業時間数の2分の1を超えない範囲で、当該課程における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。なお各学科においては、指定規則に準じる。

(進級認定、卒業認定、証書の授与)

第20条 校長は各年次の単位を修得した者に対し、進級判定会議の審議を経て、進級を認定する。

- 2) 所定の修業年限以上在学し、各学科所定の全単位を修得し、卒業試験に合格した者には、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第21条 第20条第2項により、理学療法科、作業療法科の卒業を認定されたものは、高度専門士（医療専門課程）、介護福祉科の卒業を認定されたものは、専門士（福祉専門課程）と称することができる。

(表彰)

第22条 学生で他の学生の模範となる者及び成績優秀者を表彰することができる。

(懲戒)

第23条 学生としての本分に劣る行為があったときは、これを懲戒する。

- 2) 懲戒は、訓戒、謹慎、停学、退学とする。

(懲戒退学の基準)

第24条 前条の退学は、次の各号の一に該当する者に対して命ずることができる。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 3 正当な理由がなくて、引続き30日以上欠席し再三の出席督促にもかかわらず出席しない者
- 4 学校の秩序を乱し、その他、学生としての本分に反した者（学費）

(学費)

第25条 学費は指定された期日までに納入しなければならない。

- 2) 学費とは、入学金、授業料、その他学校諸費をさし、別表(2)のとおりとする。
- 3) 別表(2)の他、教育に必要な費用を徴収することがある。

(既納入金の返還)

第26条 第24条の納入金は入学日前までに申請があれば、入学金を除き全額返還する。

(定期健康診断)

第27条 本校では、学生及び教職員の健康維持の為、毎年1回時期を決めて健康診断を実施する。

(雑則)

第28条 この学則の実施に関し必要な細則は校長が定める。

附則

- 1 この学則は平成29年4月1日より施行する。

附則

- 1 この学則は、令和2年4月1日より施行する。

附則

- 1 この学則は、令和4年4月1日より施行し、令和4年度入学生より適用する。

附則

- 1 この学則は、令和6年4月1日より施行し、令和6年度入学生より適用する。

附則

- 1 この学則は、令和7年4月1日より施行し、令和7年度入学生より適用する。

(第 2 5 条 学費関係)

別表 (2) 単位 (円)

別表 2

学科	学年	入学金	授業料	実習費	教育・設備 充 実 費	合計
理学療法科 作業療法科	(1 年次 前期)	280,000	450,000	350,000	150,000	950,000
	(1 年次 後期)		450,000			450,000
	(2～4 年次 前期)		450,000	350,000	150,000	950,000
	(2～4 年次 後期)		450,000			450,000
理学療法科 スポーツ 専攻コース	(1 年次 前期)	280,000	450,000	350,000	150,000	950,000
	(1 年次 後期)		550,000	100,000		650,000
	(2～3 年次 前期)		550,000	450,000	150,000	1,150,000
	(2～3 年次 後期)		550,000			550,000
	(4 年次 前期)		450,000	350,000	150,000	950,000
	(4 年次 後期)		450,000			450,000

介護福祉科	(1 年次 前期)	100,000	300,000	80,000	100,000	480,000
	(1 年次 後期)		300,000	80,000	100,000	480,000
	(2 年次 前期)		300,000	80,000	100,000	480,000
	(2 年次 後期)		300,000	80,000	100,000	480,000

- 1) 学費の変更は以後の入学生に適用することとし、在学者についてはなお従前の例による。
- 2) 学費は入学時一括払いを原則とする。ただし申請により学期ごとの分割納入も可能である。
- 3) 卒業年度には卒業諸費として必要な額を徴収する。